

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 福岡八女農業協同組合

1. 目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めます。

2. 求人

（１）本事業所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関するものに限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。

（２）求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来組されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。

（３）求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。

3. 求職

（１）本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

（２）求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申し込みください。

4. 技能実習に関する職業紹介

（１）団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

（２）団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

- (3) 紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付により明示します。ただし、緊急の必要がある場合は、それらの方法以外で明示します。
- (4) 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、外国の送出機関と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。団体監理型技能実習生等の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接へ行って頂きます。
- (5) いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- (6) 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に紹介を致しません。

5. 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- (1) 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、管理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3ヶ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- (2) 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、管理責任者の指揮の下、1ヶ月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- (3) 技能実習を労働力の受給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- (4) 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- (5) 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- (6) 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む）を

負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう措置を講じます。

- (7) 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- (8) 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます
- (9) 本所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を提示します。
- (10) 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- (11) 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

6. 監理責任者

- (1) 本所の監理責任者は、横溝高志（農業振興課）とする。
- (2) 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - ①団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - ②団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - ③団体監理型技能実習生の保護
 - ④団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - ⑤団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - ⑥国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

7. 監理費の徴収

- (1) 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- (2) 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- (3) 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以

降に、団体監理型実習実施者等から、別表監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝礼、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- (4) 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- (5) 監理費（その他所経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者から、別表管理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

8. その他

- (1) 本所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- (2) 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本組合に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係を締結しなかった場合にも同様に報告してください。
- (3) 本所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- (4) 本所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- (5) 本所の取扱職種の範囲等は、耕種農業（施設園芸）です。団体監理型実習実施者等は組合員に限ります。
- (6) 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本組合の業務は全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

監理費表（外国人技能実習生監理事業）

監理団体：福岡八女農業協同組合

代表理事組合長 野中 公彦

所 在 地：福岡県八女市本村420-1

費用	監理費の種類	監理費（1人当たり）	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費、交通費	65,000 円	年間人件費・交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	0 円	
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	0 円	
	外国の送出機関へ支払う費用	96,000 円	協定書参照
	その他（ ）	0 円	
講習費	施設使用料	0 円	(@ 円×12回) /実習生数
	講師謝金	2,500 円	講師謝金÷受講者数
	通訳謝金	20,000 円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	2,500 円	実費
	講習手当	60,000 円	実費
	その他（ ）	0 円	
監査指導費	監査に要する人件費	円	
	監査に要する交通費	5,000 円	年間交通費÷技能実習生数
	その他（ ）	0 円	
その他所経費	技能実習生渡航に要する費用	70,000 円	実費
	相談・支援に要する費用	40,000 円	実費
	事務諸経費	5,000 円	事務諸経費÷技能実習生数
	その他（ ）	0 円	
合計		366,000 円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

許可番号 許1812000137

許可年月日 平成30年10月5日

監 理 団 体 許 可 証

法人の名称 福岡八女農業協同組合

住所 福岡県八女市本村 420-1

法人の種類 農業協同組合

事業所の名称 福岡八女農業協同組合

事業所の所在地 福岡県八女市本村 422

許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業

有効期間 令和3年10月5日から

令和8年10月4日まで

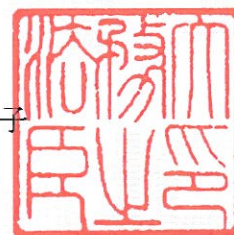
取扱職種の範囲等 別紙のとおり

許可の条件 別紙のとおり

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

令和3年9月29日

法 務 大 臣 上 川 陽 子



厚生労働大臣 田 村 憲 久



事業所枝番号

令和3年9月29日

監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書

福岡八女農業協同組合 殿

法 務 大 臣 上 川 陽 子



厚生労働大臣 田 村 憲 久



平成30年10月5日付け許可番号 許1812000137による貴殿に対する許可については、下記の理由により次の許可条件を付して行います。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（許可条件）

- 1 実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。
- 2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第29条第2項又は第52条第1号若しくは第16号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業を除く。
- 3 実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。

記

（理由）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種について監理団体が技能実習計画を作成指導することができる範囲に限定するとともに、実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍について監理団体が相談応需体制を整備している範囲に限定するため。